

【上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻】

年 度	法科大学院年次 報告書の提出	付 記 事 項	備 考
平成 27 年度	○	履修登録可能な単位数の上限について、平成 27 年度から、解釈指針 3-3-1-1 (1) で定める措置により、法学未修者 1 年次は 3 単位、法学未修者 2 年次は 2 単位上限を超えて履修登録が可能となった。	36 単位を超える部分は平成 26 年 8 月 11 日付け通知*に基づく措置。
		履修登録可能な単位数の上限について、平成 27 年度から、解釈指針 3-3-1-1 (2) で定める措置により、2 年次（法学既修者 1 年次）は 2 単位上限を超えて履修登録が可能となった。	

\* 平成 26 年 8 月 11 日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」